

昭和四十四年法律第四十九号

地価公示法

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）	第二章 地価の公示の手続（第二条・第七条）
第三章 公示価格の効力（第八条・第十二条）	第四章 土地鑑定委員会（第十二条・第十二条の二）
第五章 雜則（第二十二条・第二十六条の二）	第六章 罰則（第二十七条・第二十九条）
附則	附則

（目的）

第一条 この法律は、都市及びその周辺の地域等において、標準地を選定し、その正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対する指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与することを目的とする。
(土地の取引を行なう者の責務)

（標準地の取引を行なう者の責務）

第一条の二 都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行なう者は、取引の対象土地に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行なうよう努めなければならない。

（標準地の公示の手続）

（標準地の価格の判定等）

第二条 土地鑑定委員会は、都市計画法（昭和十三年法律第二百号）第四条第二項に規定する都市計画区域その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域を除く。以下「公示区域」という。）内の標準地について、毎年一回、国土交通省令で定めることにより、二人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行つて、一定の基準日における当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、これを公示するものとする。

前項の「正常な価格」とは、土地について、自由な取引が行なわれるとした場合におけるその取引（農地・採草放牧地又は森林の取引（農地・採草放牧地及び森林以外のものとするための取引を除く。）を除く。）において通常成立すると認められる価格（当該土地に建物その他の

定着物がある場合又は当該土地に関する地上権その他当該土地の使用若しくは収益を制限する権利が存する場合には、これらの定着物又は権利が存しないものとして成立するが、国土交通省令で定めるところにより、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる一団の土地について選定するものとする。

（標準地についての鑑定評価の基準）

第四条 不動産鑑定士は、第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行うにあたつては、国土交通省令で定めるところにより、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案してこれを行わなければならない。
(鑑定評価書の提出)

第五条 第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行つた不動産鑑定士は、土地鑑定委員会に対し、鑑定評価額その他の国土交通省令で定める事項を記載した鑑定評価書を提出しなければならない。

（標準地の価格等の公示）

第六条 土地鑑定委員会は、第二条第一項の規定により標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、すみやかに、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 標準地の所在の郡、市、区、町村及び字並びに地番
二 標準地の単位面積当たりの価格及び価格判定の基準日
三 標準地の地積及び形狀
四 標準地及びその周辺の土地の利用の現況
五 その他国土交通省令で定める事項

（公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲覧）

存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付しなければならない。

一般の閲覧に供しなければならない。
前項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則）

第三章 公示価格の効力

（設置等）

第四章 土地鑑定委員会

を制限する権利が存する場合には、これらの定着物又は権利が存しないものとして成立すると認められる価格）を求めるに際して、当該対象土地とこれに類似する利用価値を有すると認められる一又は二以上の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因についての比較を行ない、その結果に基づき、当該標準地の公示価格と当該対象土地の価格との間に均衡を保たせることをいう。

第八条 不動産鑑定士は、公示区域内の土地について鑑定評価を行う場合において、当該土地の正常な価格（第二条第二項に規定する正常な価格をいう。）を求めるときは、第六条の規定により公示された標準地の価格（以下「公示価格」という。）を規準としなければならない。
(公共事業の用に供する土地の取得価格の算定の準則)

第九条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて土地を収用することができる事業を行う者は、公示区域内の土地を当該事業の用に供するため取得する場合（当該土地に關して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合においては、当該土地を取得し、かつ、当該権利を消滅させる場合）において、当該土地の取得価格（当該土地に關して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合においては、当該権利を消滅させるための対価を含む。）を定めるときは、公示価格を規準としなければならない。
(収用する土地に対する補償金の額の算定の準則)

第十条 土地収用法第七十一条の規定により、公示区域内の土地について、当該土地に対する同法第七十一条の事業の認定の告示の時における相当な価格を算定するときは、公示価格を規準として算定した当該土地の価格を考慮しなければならない。

（公示価格を規準とすることの意義）

第十一條 前三条の場合において、公示価格を規準とするとは、対象土地の価格（当該土地に建物その他の定着物がある場合又は当該土地に関して地上権その他当該土地の使用若しくは収益の委員を罷免しなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、国土交通大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
一 破産者で復権を得ないもの

第十二条 第十五条 委員は、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、国土交通大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

関する法律において準用する場合を含む。) 又は水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する。)の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対するしてされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五
条 節名並びに二款及び款名を加える改正規定
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。
。）に限る。）第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）第二百四十四条の規定
(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第
十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四
項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四
百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十
条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二
百二条の規定 公布の日
(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するもののはか、この法律の施行前
において、地方公共団体の機関が法律又はこれ
に基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第一百六十一条において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又
はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為（以下この条において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれららの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二条から前条までの規定又は改正後
のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除
き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
の規定により國又は地方公共団体の機関に対し
の規定により國又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなされ行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
(手数料に関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年七月一六日法律第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十三条の規定 公布の日

（地価公示法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に從前の国土庁の土地鑑定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第一百七十五条の規定による改正後の地価公示法（以下この条において「新地価公示法」という。）第十五条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地価公示法第十六条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員長に定められたものとみなす。（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p>六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十二条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第十六〇号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>附 則（平成一二年五月一九日法律第七一号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成一六年六月一一日法律第六六号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。</p>
---	--

<p>(不動産鑑定士補に関する経過措置)</p> <p>第二条 第二条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法（第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律をいう。以下同じ。）第十五条第一項の規定により第二条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補となつた者については、同条の規定による改正前の地価公示法第二条第一項、第四条、第五条、第八条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十八条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十九条 附則第一条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>
---	--